TENMAYA CARD

天満屋カード・モア会員規約

〈一般条項〉

第1条(会員)
(1)天満屋カード・モア会員とは、本規約を承認され、天満屋カードサービス株式会社に入会を申し込まれ、当社及び当社が入会業務を委託する三井住友カード株式会社の承認を得た方(以下本会員といいます)をいいます。
(2)家族会員とは、本会員が指定する満18歳以上の家族で、かつ当社と三井住友カード株式会社が認めた方をいいます。家族会員は、4名を限度とします。
(3)本会員は、家族会員の本規約に基づく一切の債務につき連帯して責任を負うものとします。ただし、家族会員は自己の利用に基づく債務についてのみ責任を負うものとします。

第2条(カード発行)
(1)当社は本会員及び家族会員(本会員と家族会員を合わせ以下単に会員といいます)に対し、天満屋カード・モア(以下カードといいます)を貸与します。
(2)カードは、カード表面に記載され署名した方のみ使用できます。カードの所有権は当社にありますので、他人に譲渡・貸与したり質入れすることはできません。
(3)会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
(4)カードの有効期限は当社指定の期日迄とし、カードの表面に記載します。

第3条(年会費・会員保障料)
(1)会員は当社に対し所定の年会費(会員保障料を含む)を支払うものとします。なお年会費は、毎年指定された日にカード利用代金と同様の方法によりお支払いいただきます。
(2)支払われた年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、返還しないものとします。

第4条(会員保障制度)
(1)カード入会に際しては、カードの紛失、盗難による不測の損害を未然に防止するため必ず会員保障制度にご加入いただきます。
(2)会員保障料は、第3条に定める年会費に含まれています。

第5条(届出事項の変更)
(1)会員の氏名・住所・電話番号・勤務先・預金口座番号等に変更があった場合、会員は遅滞なく当社へご連絡の上、所定の変更届を提出していただきます。
(2)会員は、第(1)項の届出を怠った場合、当社からの通知、又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、第(1)項の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

第6条(カードの紛失・盗難)
(1)カードの紛失、盗難にあったことを知ったときは、会員はすみやかにその旨を当社及び最寄りの警察署又は交番に届け出るとともに所定の届出書を当社へ提出していただきます。
(2)(1)の手続きがあったうえで、カードの紛失、盗難などにより他人に使用された場合、届出日前60日、届出日の当日及び届出日以降に行われた不正使用による損害金の全部を当社が填補します。但し、次の損害については、当社は填補の責を負いません。
①会員の故意又は重大な過失に起因する損害。
②会員の家族・同居人による不正使用に起因する損害。
③紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害。
④戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害。
⑤その他本会員規約に反する使用に起因する損害。
(3)会員が損害の填補を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に被害状況等当社が損害の填補に必要と認める書類を当社に提出していただきます。なお、当社又は当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
(4)当社はカードが第三者によって拾得される等当社が認識をした事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第7条(本人確認)
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りすることや、カードの利用を制限することがあります。

第8条(カードの再発行)
当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、当社所定のカード再発行手数料を第16条に定める翌月一括払いの扱いとして支払うものとします。

第9条(会員の再審査)
当社は、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当社からの請求があれば求められた資料などの提出に応ずるものとします。

第10条(費用の負担)
会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(但し、当社が受領するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

〈ショッピング・クレジットに関する条項〉

第11条(会員の利用総枠・カードの利用可能枠)
(1)当社は、各本会員につき、第4項で定めるカードの利用枠とは別に本会員及び家族会員に貸与した全てのカードに係る利用金額の上限(以下「会員利用総枠」という)を当社が所定の方法にて定めるものとします。
(2)会員利用総枠は、当社が定める所定の期限毎に見直しを行うものとし、この見直しの結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合は、当社が任意に減額できるものとします。会員は、当社の会員利用総枠の見直しにあたって、当社の求めがあった場合には、会員利用総枠の調査に必要な、書類の提出・事実の照会に応じるものとします。
(3)当社は、会員が、本規約第26、27条で定める、期限の利益の喪失、会員資格の取消し、退会に該当した場合、会員利用総枠を取消すことができるものとし、当社が貸与した全てのカードの利用枠も取消しされるものとします。
(4)カードの総利用可能枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
(5)カード利用可能枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードショッピングの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用可能枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
(6)カードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い(3回以上のものをいいます。以下同様)、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の利用可能枠は前項のカード利用可能枠のうち、その全て並びに本会員及び家族会員の合算額として当社が定めるものとします。
(7)前項の利用可能枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を一括払いの扱いとして支払うものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、その一部を一括払いの扱いとして支払うものとします。
(8)当社は、必要又は適当と認めた場合、本条4項の総利用可能枠とは別に分割払いの利用可能枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用可能枠を定めるものとします。
(9)会員が本条に定める利用可能枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
(10)本条に定める利用可能枠は、本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当社が定める本人確認手続が完了しない場合等、当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
(11)本条に定める総利用可能枠は、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により増額することができるものとします。又、本項による増額は会員から異議の申し出のある場合を除きます。
(12)本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合のカード利用可能枠は、各カードに定められた額とします。この場合の本会員としてのカード総利用可能枠は、各カードの利用可能枠を合算せず、最も高いカードの利用可能枠を上限とします。

第12条(標準期間)
本規約においては、当月の1日から当月末日までを標準期間といいます。

第13条(手数料・利率の計算方法等)
(1)手数料率・利率(遅延損害金の利率を含みます。以下本条において同様とします)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(閏年は年366日)とする日割方式により計算いたします。
(2)当社は、金融情勢の変化等により、本規約及びその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率及び利率を変更することがあります。この場合、本規約第28条にかかわらず、改定後の手数料率・利率は、利用残高の全額に対して適用いたします。

第14条(カードショッピングのご利用方法、利用範囲)
(1)利用可能な加盟店
会員は、当社の加盟店においてカードを利用することができます。但し、会員は加盟店におけるカード利用に際し会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分に注意するものとします。
(2)加盟店の店頭での利用手続き商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する場合があります。
(3)郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き
郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申し込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
(4)オンライン取引の際の利用手続き
コンピュータ通信インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

第15条(債権譲渡の承諾等)
(1)会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡することにあらかじめ異議なく承諾するものとします。
(2)カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。又、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
(3)会員は、カード利用にかかわる債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。
(4)会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第16条(カードのご利用代金等の支払方法)
(1)カードのご利用代金等のお支払区分は、①翌月一括払い②2回払い③ボーナス一括払い④回数指定分割払い⑤リボルビング払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。但し、翌月一括払い以外の支払区分は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社が認めた加盟店で指定できるものとします。
(2)会員が有効な支払区分の指定がない場合は原則として翌月一括払いとなります。但しリボルビング払いの元金定額方式の返済額指定は支払時ではなく入会時に会員が指定するものとします。ご指定が無い場合は5,000円コースとさせていただきます。
(3)支払い方法
①翌月一括払い
前月1日から前月末日の締切日における一括払いご利用代金の総額を26日の支払期日に一括して支払うものとします。
②2回払い
前月1日から前月末日の締切日におけるご利用代金を26日及び翌月26日の支払期日に2回に均等2分割して支払うものとします。なお、端数(1円単位)が発生した場合は初回に算入いたします。
③ボーナス一括払い
ボーナス一括払いの支払月は、夏季は毎年12月16日から翌年6月30日までのご利用分につき8月の支払期日、冬季は7月16日から11月30日までのご利用分につき1月の支払期日とします。なお、お取扱期間及びお取扱金額は、各加盟店により若干異なる場合があります。
④回数指定分割払い
1)分割払いは次の方法で指定するものとします。
1.カード利用の都度分割払いを指定する方法
2.カード利用の際に翌月一括払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金(2回払いは利用額の全額)を分割払いに変更する方法。この方法は、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申し出を行い当社が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とします。
ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとします。
3.分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数の変更ができるものとします。
2)分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。但し、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。
3)分割払いの場合のカードショッピングの分割支払額合計は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。又、分割支払額は、カードショッピングの分割支払額合計を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし翌月の支払期日から支払うものとします。
4)第15条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条3項4号2)に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

<分割払の支払回数、支払期間及び手数料の割合>

支払回数	3回	6回	10回	15回	20回	24回	30回	36回
支払期間	3ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	15ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	30ヶ月	36ヶ月
分割払手数料の料率(実質年利)	10.3%	11.8%	12.5%	12.7%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%
100円当りの分割払手数料の額	1.74	3.48	5.80	8.70	11.60	13.92	17.40	20.88

(例)現金販売価格10万円10回払い(頭金なし)の場合分割払金総額
10万円+10万円×(5.80円/100円)=105,800円

⑤リボルビング払い
1)リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
1.〈お店でリボ〉カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
2.〈あとからリボ〉カード利用の際に翌月一括払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申し出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、翌月一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとします。
2)本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(元金)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円、又は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条3項5号の4)に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。
3)本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、下表の弁済金(元金)に、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じた次項に定める手数料を加算した額を、翌月の支払期日に支払うものとします。但し、締切日の残高が弁済金(元金)に満たない場合はその残高と手数料の合計額を翌月の支払期日に支払うものとします。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金(元金)		
	長期コース	標準コース	短期コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円
以降増加額10万円まで毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加

4)毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、年率12.0%(実質年率)の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
5)本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかわる債務の全部又は一部を繰上げて返済することができます。
6)第15条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条3項5号の4)に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

<リボルビング払いのお支払い例>
(元金定額コース・5千円、実質年率12.0%の場合)
9月1日から9月末日までに50,000円をご利用の場合
◆初回(10月26日)お支払い<ご利用残高50,000円>
①お支払元金… 5,000円
②手数料… ありません
③弁済金… 5,000円(①)
④お支払い後残高… 45,000円(50,000円−5,000円)
◆第2回(11月26日)お支払い<ご利用残高45,000円>
①お支払元金… 5,000円
②手数料(10月1日から10月末日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります)… (50,000円×12.0%÷365日×26日)+(45,000円×12.0%÷365日×5日)=500円
③弁済金… 5,500円(①5,000円+②500円)
④お支払い後残高… 40,000円(45,000円−5,000円)

第17条(遅延損害金)
(1)平成21年11月26日より前の請求に関し支払いを遅滞した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
①本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1,000円)については年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
②前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1,000円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。
(2)平成21年11月26日以降の請求に関し支払いを遅滞した場合の遅延損害金は以下の通りとします。
①本会員が、ショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)については商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金(付利単位1,000円)については年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を、それぞれ支払うものとします。
②前①の場合を除き、本会員が、カードショッピングの支払金(付利単位1,000円)の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。

第18条(早期完済の場合の特約)
本会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

第19条(カード利用による支払金等の充当順序)
(1)会員により支払われたショッピング支払金が本規約に基づく債務を完済させるに足りないときは、会員に通知なくして、当社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議ないものとします。
(2)リボルビング払いの支払停止の抗弁にかかる債務の場合、会員により支払われた弁済金の本規約に基づく債務への充当方法は、割賦販売法第30条の5の規定に準拠するものとします。

第20条(限度超過分の返済)
ショッピングクレジットの利用限度額を超過し、当社より限度超過分の請求があった場合には会員は、限度超過分の全額を直ちに当社へ支払うものとします。

第21条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)
会員は、日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品及びサービスの購入を行った場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品等の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除ができるものとします。

第22条(支払い停止の抗弁)
(1)会員はリボルビング払い、回数指定分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について、下記の事由が存する時は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利又は役務等について、支払を停止することができるものとします。但し、割賦販売法の適用がないかその適用が除外される取引、商品、権利、役務についてはこの限りではありません。
(イ)商品・権利又は役務等の引き渡しがなされないこと。
(ロ)商品・権利又は役務等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること。
(ハ)その他、商品・権利又は役務等の販売について、当社が定める店舗に対して生じている理由があること。
(2)当社は、会員から第(1)項の支払停止を行う旨の申し出があったときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
(3)会員は、第(2)項の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消の為、当社が定める店舗と交渉を行うよう努めるものとします。
(4)会員は、第(2)項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するものとします。又、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
(5)第(1)項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
(イ)売買契約が会員にとって営業のため若しくは営業として締結したもの(但し、業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除く)であるとき。
(ロ)回数指定分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のクレジット利用に係る支払総額が4万円(リボルビング払いのときは現金販売価格3万8千円)に満たないとき。
(ハ)権利又は役務等(割賦販売法に規定する指定権利・指定役務は除く)の提供を受けるためにカードを利用したとき。
(ニ)会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
(6)リボルビング払いの場合、会員は当社がご利用代金及び手数料の残額から(1)による事由の生じている当該商品の現金価格全額を控除した旨を書面で明示したうえで請求したときは、控除後の請求額について支払いを継続するものとします。

第23条(所有権の留保)
商品の所有権は、当該商品の債務を完済されるまで当社に留保されますので、所有権を害する行為はできません。

〈共通条項〉

第24条(業務委託の承認)
(1)会員は、当社が三井住友カード株式会社に対して、カード利用に関する債権回収業務を除く、カード業務全般に係わる業務を委託することにあらかじめ承諾するものとします。
(2)会員は、第25条(2)により金融機関口座自動振替の方法によりカード利用代金をお支払いの場合、金融機関の一部については当社の指定する収納代行会社の三井住友カードを通じて当社に支払うことを承認することとします。なお、振替処理は収納代行会社を通じて行われることをご了承いただきます。

第25条(代金の決済)
(1)ショッピングのご利用代金・分割支払金及び弁済金(以下「ショッピング支払金」といいます)は、毎月末日に締切りその金額を「ご利用代金明細書」により請求します。なお、集計の都合により請求及びお支払いが翌月以降になることもありますので、あらかじめご了承ください。
(2)お支払いは、当社指定の金融機関の内、本会員があらかじめ約定した金融機関口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。
(3)自動振替による支払期日は、締切日の翌月26日とします。但し支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。
(4)支払期日における債務は、毎月末日の締切日までに、利用代金債権の当社への譲渡手続もしくは立替払いの当社への請求手続が終了したもの又は当社から現金を借り受ける手続きが当社において終了したものが対象になります。
(5)当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。
(6)①決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
②本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」という)を負担するものとします。

第26条(期限の利益喪失)
(1)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくとも当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を履行するものとします。
①支払期日にショッピング支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、催告書到着後、その期間内に支払わなかったとき。
②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、一般の支払いを停止したとき、又は銀行取引停止になったとき。
③差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
④破産、民事再生手続、民事調停又は特定調停による債務整理、会社整理、特別清算、会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
(2)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を履行するものとします。
①商品の購入が会員にとって商行為(但し、業務提供誘引販売個人契約及び連鎖販売個人契約を除く)となる場合で、会員がご利用代金・分割支払金又は弁済金の支払を1回でも遅滞したとき。
②商品の質入れ、譲渡、賃貸その他通常の用法を超えて、当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
③換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が判断したとき。
④本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。
⑤会員の信用状況が著しく悪化したとき。
⑥会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、および次の1)から2)のいずれかに該当した場合。
1)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
2)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑦会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合。
(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為
⑧その他入会の申し込みに際して虚偽の申告があったとき。

第27条(退会・会員資格の取消及びカードの利用停止・返却)
(1)当社は、会員が、次のいずれかに該当した場合は、当社は会員に通知することなくカードの使用を停止することがあります。
①会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、若しくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況が不芳な場合。
②会員が本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合。
③本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合。
④その他当社が会員として不適当と判断した場合。
(2)当社は、会員が第26条のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、当社は会員に通知することなく、カードの利用を停止し、又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
(3)当社は、会員が入会申込時もしくは、最終支払日より2年以上カードを利用しない場合は、会員資格を取消すことができるものとします。この場合すみやかにカードを返却していただきます。
(4)当社は、相当の予告期間をもって会員に通知のうえ、第14条に定めるカードの利用方法の一部ないし全部を改廃できるものとします。なお、改廃の実施日以前におけるカードのご利用代金については、商品等の購入時に会員がご指定いただいた支払方法によりお支払いいただくこととします。
(5)会員の都合により退会するときは、当社あてにその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。
(6)(2)に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社が指定する方法により、カードを返却していただきます。又当社が該当カードの回収に要した費用は、会員に負担していただきます。
(7)会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、カード盗難保険関連の申請手続きその他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。
(8)本会員が退会する場合は、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

第28条(規約の変更)
(1)本規約を変更した場合、変更内容について当社から通知した後にカードを使用されたときは、会員が変更事項を承認されたものとみなします。
(2)適用利率について、会員は金融情報の変化等により一般に行われる程度に変更されることを予め了解するものとします。

第29条(住民票取得等の同意)
会員(本条では入会申込みをした個人を含む)は、本申込みに係る審査のため、若しくは途上管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票等を取得し利用することに同意するものとします。

第30条(債権譲渡)
会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができることをあらかじめ承諾するものとします。

第31条(合意管轄裁判所)
会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地、および当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

〈その他〉
〔お問い合わせ先〕
1.本規約に関するお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面(第22条)については、下記の窓口までご連絡ください。
2.個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の窓口までお願いします。

●天満屋カードサービス株式会社 お客様相談窓口
〈所在地・電話番号〉
〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階
TEL(086)231-7354(代)

【2015年2月改定】

〈特約条項〉
決済口座に関する特約

第1条(代金決済口座)
本会員は、本会員が当社に支払うべきカード利用代金、手数料、利息および年会費等会員規約に基づく一切の債務(以下「会員債務」という)について、当社が認めた場合には、自己の計算において本会員が当社所定の方法により指定した本会員名義以外の口座からの自動払込みにより当社に支払うことができるものとします。
尚、本会員名義以外の口座は原則として本会員の配偶者のみ指定できるものとします。配偶者以外の口座を指定し、会員債務について紛争等が発生した場合においても当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第2条(支払の受任)
1.口座名義人(以下「支払受任者」という)は、本会員から支払の受任を受けるものとし、本特約を承認のうえ、本会員の計算において、支払受任者の口座からの自動払込みにより会員債務が当社に支払われることを承認します(以下「支払の受任」という)。但し、当社は、支払受任者から当社所定の方法による支払受任の解除の申出がされた場合、または当社の任意の判断により、支払受任者の口座からの自動払込みについては何時でも停止することができ、この場合会員は会員規約及び本特約の定めに従い、支払受任者の口座からの自動払込み以外の方法で、会員債務を自ら弁済するものとします。
2.前項の弁済により生じる本会員と支払受任者間の精算については、当社は一切関与せず、本会員と支払受任者の責任において精算されるものとします。
3.支払の受任が有効である間あるいは当社に支払の受任の終了を申出しない間になされた全ての弁済を本会員による弁済とし、支払受任者は当社に対し弁済金の返還を請求する権利を有さないものとします。
4.支払受任者は、支払受任者の口座から自動払い込みにより支払われたカード代金について本会員から返金の受取を受任するものとし、カード代金の引き落としが支払受任者の口座からなされた後、カード決済のキャンセル、その他の事由の如何を問わず、当社が本会員に対し当該カード代金を現実に返金する場合においては、当社は当該支払受任者の口座に返金をするものとします。但し、当社は、その任意の判断で本会員に対して直接カード代金を返金することもできるものとします。
5.前項の場合において、本会員と支払受任者間の資金授受は本会員と支払受任者の責任においてこれを行うものとし、前項に従う限り本会員及び支払受任者は当社に何らの請求も行えないものとします。

第3条(本会員への請求)
1.第2条1項但書きの場合、本会員は、支払の受任を理由として当社への支払を拒むことは出来ないものとします。
2.支払受任者の口座の残高不足あるいは支払受任が無効等であった場合等により、本会員が会員債務の履行を遅滞した場合あるいは本会員による債務の履行と認められない場合、事由の如何を問わず、当社は、本会員に対して会員規約所定の元本、遅延損害金、払込手数料を請求できるものとします。
3.前項において、当社が必要と認める場合には、当社は本会員に対して、当社が指定する口座への振込による支払いを請求できるものとします。

第4条(支払の受任の継続)
カード更新時において、あるいはカードの極度額の変更があった場合においても、本会員または支払受任者から当社に申出がない場合、切替後のカードにおいても、本会員は会員債務を支払受任者の口座からの自動払込みにより当社に支払い、支払受任者は会員債務の支払いの受任を継続することを承諾したものとします。

第5条(本特約の優先)
本特約と会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約の定めによるものとします。

第6条(決済口座に関する取扱い)
支払受任者は、支払受任者の決済口座に関する情報が本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書に掲載されることにより、本会員が支払受任者の決済口座の情報を知ることに同意します。

【2015年2月制定】

「天満屋カード・モア」ポイント特約

第1条
会員が天満屋カードを利用して当社指定の加盟店での商品購入又は権利・役務の提供を受けた場合、次の要件を満たすご利用代金については、当社指定の加盟店が定めるポイント又は当社が定めるポイントが付与されます。
①対象加盟店舗はAグループ加盟店(株式会社天満屋岡山本店・津山店・倉敷店・広島アルパーク店・福山店・株式会社米子しんまち天満屋・Webショップ店)、Bグループ加盟店(天満屋カード加盟店)とします。
②Aグループ加盟店でのご利用代金については各社が定めるポイント、Bグループ加盟店でのご利用代金については当社が定めるポイントが付与されます。
③ご利用代金の支払方法はクレジットカードの翌月一括払い、2回払い、回数指定分割払い、リボルビング払いのうち、各加盟店が指定する支払方法によります。
④前号の支払方法のほか、Aグループ加盟店の内、Webショップ店を除く各店では、現金、天満屋商品券、全国百貨店共通商品券、お買い物券等での同時入金の場合(カードのご提示と同時にご入金いただく場合に限ります)においてもポイントが付与されます。なお、Aグループ加盟店の内Webショップ店及びBグループ加盟店では上記の金券類による同時入金は対象外となります。
⑤Aグループ加盟店では、次の商品・役務等に対するご利用代金はポイント付与の対象外となります。
税金、たばこ、印紙、官製はがき、商品券類、各種ギフト券、荷具送料、地金類、洋服リフォーム・各種修理等のサービス料金、代金引換配送等のご入金、年会費、その他各店が各々指定する商品。

第2条
会員に付与されるポイントの内容は次のとおりです。
①各加盟店におけるカードのご利用代金に対し、次のポイントを付与します。
・Aグループ加盟店では、お買上対象商品ごとに100円(本体価格)につき、普通商品は5ポイント、特価品や食料品その他各店が各々指定する商品やサービスには1ポイントを付与します。
・Bグループ加盟店では、お買上1レシートごとに200円につき1ポイントを付与します。
・ポイントを付与いたしました商品を返品されるときは、カードをご提示いただくものとし、既に付与されたポイントから返品相当額のポイントを減算させていただきます。
②Aグループ加盟店(Webショップ店は除く)では、上記①のポイントとは別にウェルカムポイントとして、各店に設置する「天満屋カード ポイントサービス機」にて、1口座につき1店舗1日1回限り、各店が予め定めたポイント(ゼロポイントを含む)が当たる抽選にチャレンジすることができます。

第3条
各加盟店で獲得されたポイントは、Aグループ加盟店に設置している「天満屋カード ポイントサービス機」にて、1000ポイント単位で1000円相当のお買い物券を発行することができます。お買い物券はAグループ加盟店(Webショップ店は除く)に加えて広島緑井店でご利用いただけます。

第4条
獲得されたポイントの有効期間は獲得された日の翌年12月31日とし、その期間にご利用いただけなかったポイントは自動的に失効します。また、ポイント獲得最終日から1年が経過した日が属する月の末日までにポイントの新たな加算がない場合もポイントは自動的に失効します。

第5条
お買い物券のご利用は以下のとおりとします。
①お買い物券の有効期限は、発行月を含め4ヶ月目の月末とさせていただきます。
②お買い物券は現金とお引き換えできません。また、ご利用の際は釣銭をお渡しできません。
③お買い物券は各種優待券、割引券と併用してご利用いただくことはできません。また、税金、印紙、切手、官製はがき、商品券類、各種ギフト券、地金類、お買い物券利用可能各店が各々指定する商品やサービスにはご利用いただけません。
④お買い物券発行後にポイントを付与された商品を返品された場合は、お買い物券を回収させていただくかお買い物券相当額の返金を請求させていただく場合があります。

第6条
ポイントの付与又はご利用に関して、会員が当社又は加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目的をもってポイントを獲得、利用したときは、当社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイント又はカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取消すことができるものとします。又、この場合、当社からの請求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を当社又は加盟店に返金するものとします。

第7条
①会員は、ポイントサービスについて会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承知するものとします。
②会員が会員規約第27条、第28条に該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承知するものとします。

第8条
本特約条項と会員規約に重複する事項については、本特約条項を優先するものとします。

【2015年2月改定】

個人情報の取扱いに関する同意条項

申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」といいます)および会員が指定した家族カードの申込者であって契約が成立となった方(以下「家族会員」といいます)を総称して「会員等」といいます。
会員等は、本同意条項および今回お申し込みされる取引の規約等に同意のうえ、申し込みをするものとします。

第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託)
(1)会員は、天満屋カードサービス株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理(以下「与信業務」といいます)ならびに付帯サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとします。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記②記載の情報を含む家族会員に関するお支払い等のご案内は、会員にご案内します)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。
①各取引所定の申込み時(WEB上の申込みを含みます)
若しくは入会後に会員等が申込書等に記入された、または提出された書類等に記載されている会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、メールアドレス等の属性に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます)
②各取引に関する申込日、契約日、商品名および数量／回数／期間、契約額、支払い回数等に関する情報
③各取引に関する支払い開始以後の利用残高、月々の返済状況および履歴等に関する情報
④各取引に関する申込みおよび支払い途上における会員等の支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が取得した他のクレジット等の利用履歴および過去の債務の返済状況
⑤「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認のため、当社が会員等の運転免許証・パスポート・健康保険証等の提示を求め記載内容を確認し記録した情報
⑥各取引の規約等に基づき、与信業務および本人確認のため、会員等の住民票を当社が取得し利用して得た情報
⑦各取引に関する支払い能力を調査するため、会員等の源泉徴収票、所得証明書等の提示を求め収入等の確認をすることによって得た情報
⑧お問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報
⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報
⑩届出電話の過去5年間の有効性に関する情報
(2)家族会員は、上記(1)①の項目のうち、申込書に家族会員が記入した内容および②の項目について、当社が取得・保有・利用することに同意するものとします。なお、その利用目的は本条項第2条に準じるものとします。
(3)会員等は、当社および本条項第5条に記載の当社のグループ企業が、会員等に当社のグループ企業の商品情報・生活情報の案内および販売商品等に関する案内・連絡を行うために、当社が個人情報のうち(1)①および②の個人情報を提供し、当社のグループ企業がこれを利用することに同意するものとします。
(4)当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、(1)により取得した個人情報を当該業務委託先に委託することに同意するものとします。

<カード利用に関する債権回収業務を除く、カード業務全般にかかわる業務を委託する企業>
●名称:三井住友カード株式会社
住所:〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15
TEL:(06)6228-1221

第2条(個人情報の利用)
会員等は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意するものとします。
①当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
②当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における市場調査、商品開発
③当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における宣伝物印刷物の送付等の営業案内
④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等、その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付
※当社の具体的な事業内容は末尾記載のとおりです。

第3条(個人情報の第三者提供)
会員等の個人情報は次の場合を除き第三者に提供することはありません。
①会員に了解を得た場合
②公的機関から、法令に基づく照会を受けた場合
③生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急または会員等の同意を得ることが困難な場合
④その他法令の定めがある場合

第4条(指定信用情報機関への登録・利用)
(1)申込者および会員の返済または支払能力の調査のために当社が加盟する指定信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。なお指定信用情報機関に登録されている個人情報は、会員の支払能力・返済能力の調査以外の目的のために利用しません。
(2)申込者および会員ならびにその配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する指定信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する指定信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員およびその配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意するものとします。

項目＼会社名	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申し込みをした事実	当社が指定信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

(3)当社が加盟する指定信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに指定信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー
(貸企業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウェスト15階
フリーダイヤル:0120-810-414
ホームページアドレス:http://www.cic.co.jp/

(4)当社が加盟する指定信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL:03-3214-5020
ホームページアドレス:http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

●株式会社日本信用情報機構
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
フリーダイヤル:0120-441-481
ホームページアドレス:http://www.jicc.co.jp

(5)前項(3)に記載されている当社が加盟する指定信用情報機関に登録する情報は、下記の通りです。
株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および会員に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名および数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報。
※本同意条項第4条記載の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第5条(個人情報の共同利用)
会員等は、下記に掲げる当社のグループ企業が下記の目的のために第1条(1)①②およびご家族会員ご本人の個人情報を共同利用することに同意します。
【個人情報を当社と共同して利用する当社のグループ企業】
株式会社天満屋(百貨店業)
株式会社米子しんまち天満屋(百貨店業)
株式会社天満屋ストア(スーパーマーケット業)
株式会社天満屋ハピーマート(スーパーマーケット業)
株式会社山陽セフティ(警備業)
株式会社ハウジング山陽(各種建設物の設計、施工と総合ビル管理業)
せとうちデリバリーサービス株式会社(運輸業)
株式会社天満屋トラベル(旅行代理業)
天満屋みのり会サービス株式会社(前払式特定取引業)
株式会社オリックス・レンタカー中国(レンタカー業)
株式会社エッセン(飲食業)
株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ
株式会社天満屋スポーツアンドジョイ
丸田産業株式会社(総合ビル管理業、携帯電話取り扱い代理店業)
丸田ビル株式会社(総合保険代理店業)
【個人情報を利用する目的】
①百貨店事業、スーパー事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物印刷物の送付等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用
②百貨店事業、スーパー事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における市場調査・商品開発のための利用
③カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等の提供
④お客様の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用。なお、新たに共同利用会社が追加変更された場合、および当社並びに当社のグループ企業の具体的な事業内容については、当社指定の方法(ホームページへの常時掲載、各店カードカウンターでの掲示やパンフレットの備付・配布等)によって通知または公表するものとします。
【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称】
天満屋カードサービス株式会社
担当:個人情報統括管理責任者(本部管理グループリーダー)

第6条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)
(1)会員等は当社に対し登録内容の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を求めることができるものとします。
(2)会員は、第4条で記載する個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社と個人情報を共同利用する会社に対しては当社が窓口となって開示の請求を承ります。
①当社および第5条に記載の当社の共同利用会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
(3)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社および当社のグループ企業は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
(4)本同意条項第2条ならびに第5条個人情報を利用する目的①②による同意を得た範囲内で当社および当社グループ企業が当該情報を利用している場合であっても停止の申し出があった場合は、原則としてそれ以降の利用を停止する措置をとります。

第7条(本同意条項に不同意の場合)
当社は、会員等が本契約に必要な記載事項(申込書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第5条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(宣伝印刷物の送付営業案内中止の申し出)
会員等は、当社および共同利用会社に第2条①②③および第5条①に定める利用目的について入会後に当社に対し中止の申し出をすることが出来ます。申し出先は、第9条の「個人情報の問合せ等の窓口」とします。但し基本的なクレジット業務を行うために必要なご案内、ご利用代金明細書、クレジットカード等に同封される宣伝印刷物については送付中止の対象にはなりません。

第9条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)
当社および当社のグループ企業に対する会員等の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正等・利用停止等の申し出、第1条 (3)および第2条 (1)の営業目的での利用等の中止、その他ご意見の申し出に関しましては、以下の窓口までご連絡ください。

●天満屋カードサービス株式会社 お客様相談窓口
担当:本部人事・総務・経理チームリーダー
〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階
TEL:(086)231-7354

第10条(本契約が不成立の場合)
本契約が不成立の場合であっても本申し込みをした事実は、第1条および第4条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条(条項の変更)
本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第12条(個人情報に関する責任を有する者の名称)
個人情報の取得、保有、利用、委託、共同利用等について責任を有する者の名称は下記となります。

●天満屋カードサービス株式会社
担当:個人情報統括管理責任者(本部管理グループリーダー)
〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階
TEL:(086)231-7354

※「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条の、当社が営業活動等の目的で会員の個人情報を利用する当社の事業は以下のとおりです。
(1)信用調査業、集金代行業、計算事務代行業
(2)金銭の貸付、その貸借の媒介ならびにその貸付の保証
(3)呉服、婦人服、紳士服、子供服、家具、寝具、家庭用電気製品、美術品・貴金属、食料品、日用品雑貨の割賦販売業ならびにこれらの割賦購入斡旋業
(4)前3号に掲げる商品の販売および仲立業
(5)クレジットカード業務に関連した情報提供サービス業、コンピューターソフトウェアの開発および販売
(6)スポーツ教室、カルチャーセンター等の施設の紹介事業
(7)育児・家事雑用、趣味・レジャー、引越しに関する一切の御用調達サービス業者、建築業者の紹介に関するコンサルタント事業
(8)損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
(9)衣料品、家庭用雑貨、日用雑貨の修理加工業
(10)現金、預貯金、不動産等の運用に関する総合コンサルタント業務
(11)古物の売買及びその受託販売
(12)前各号に付帯する一切の業務

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人)は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。
①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の1)から2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
2)暴力団員等に関して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
②自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
1.暴力的な要求行為 2.法的な責任を超えた不当な要求行為 3.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 5.その他前各号に準ずる行為

【2015年2月改定】
(Vol.17)